

西宮市西部工場解体工事
落札者決定基準

令和 5 年 1 月

西 宮 市

目 次

| | |
|------------------------------|---|
| 1. 審査の概要 | 1 |
| (1) 落札者決定方法の位置付け | 1 |
| (2) 審査方法 | 1 |
| (3) 選定委員会の設置 | 1 |
| (4) 審査全体の流れ | 1 |
| 2. 第一次審査の内容と方法【入札参加資格】 | 3 |
| 3. 第二次審査の内容と方法【提案審査】 | 3 |
| (1) 第二次審査の内容 | 3 |
| 1) 入札価格の確認 | 3 |
| 2) 基本的事項の確認 | 3 |
| (2) 提案内容の位置付け | 3 |
| (3) 入札書及び技術提案書の審査 | 4 |
| 1) 評価方法 | 4 |
| 2) 評価基準等 | 4 |
| 4. 落札者等の決定 | 7 |
| 5. 次点落札候補者について | 7 |

1. 審査の概要

(1) 落札者決定方法の位置付け

落札者決定方法は、西宮市（以下「本市」という）が西宮市西部工場解体工事（以下「本工事」という）の落札者を決定するに当たって、最も優れた提案を選定するための手順、方法、評価基準等を示したものであり、入札に参加しようとする者に交付する入札説明書等と一体のものとして扱う。

(2) 審査方法

本工事を実施する事業者の選定方法は、公平性、競争性及び透明性の確保に配慮したうえで、各入札参加者からの本工事の実施に係る対価（以下「入札価格」という）及び技術提案書の提案内容等（以下「提案内容」という）を総合的に評価する総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）を採用する。

(3) 選定委員会の設置

本市は、提案内容の審査に関して、公平性及び透明性を確保するとともに、幅広い専門的見地からの意見を参考とすることを目的に、学識経験者等で構成される「西宮市一般廃棄物処理施設整備事業者選定委員会（以下「選定委員会」という）」を設置している。

(4) 審査全体の流れ

審査は二段階に分けて実施するものとし、入札参加希望者の資格、実績といった事業遂行能力を確認する「第一次審査」と、第一次審査を通過した入札参加者の提案内容を審査する「第二次審査」を実施し、審査全体の流れを図1に示す。

なお、第一次審査における審査は、第二次審査のための技術提案書を提出できる有資格者を選定するためのものであり、第一次審査の結果は第二次審査に影響しない。ただし、第一次審査で提出された企業及び技術者の施工実績については、第二次審査における評価の対象とする。

第二次審査では、選定委員会が公平性、透明性及び客観性を確保したうえで、提案の定性的内容及び価格面を総合的に評価し、落札者及び次点落札候補者（以下「落札者等」という）の候補を選定して、本市に答申する。本市は、選定委員会からの答申を踏まえ、落札者等を決定する。

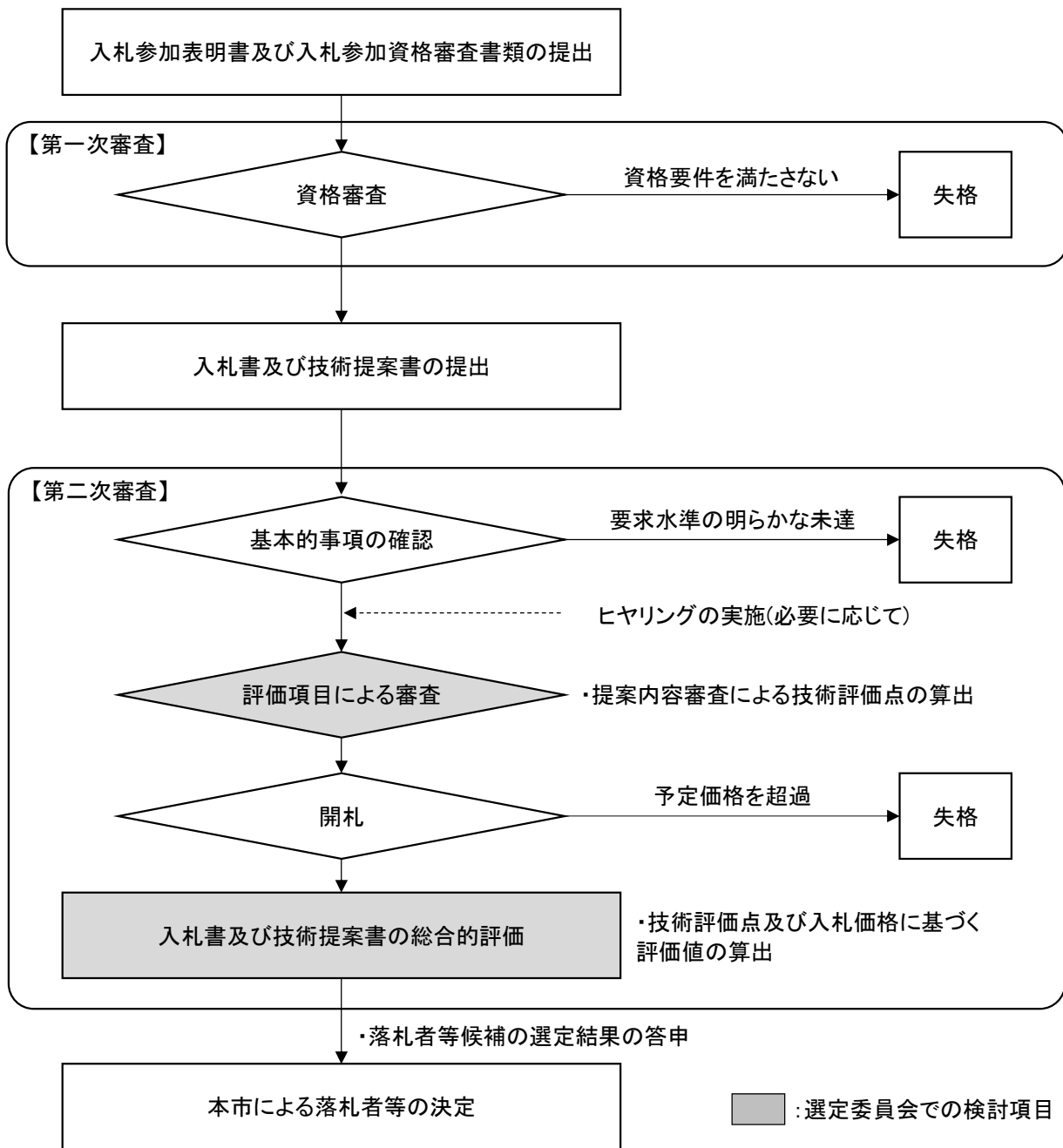


図 1 審査全体の流れ

2. 第一次審査の内容と方法【入札参加資格】

入札参加希望者が、入札説明書の「入札参加者の備えるべき参加資格要件」に規定した事項を満たしているか否かについて、入札参加資格審査に関する提出書類に基づき審査する。資格不備の場合は失格とする。

3. 第二次審査の内容と方法【提案審査】

(1) 第二次審査の内容

1) 入札価格の確認

本市は、入札参加者が提示する入札価格が予定価格以下であることの確認を行う。この条件を満たさない入札価格を提示した入札参加者は失格とする。

2) 基本的事項の確認

本市は、提案内容が要求水準を満たしているかどうかについて、技術提案書類への記載事項を確認する。入札参加者は、提案書提出時に、別添資料3「提案様式集」の「技術提案書類提出書(様式3-2)」を提出し、事業実施時に本市が要求する要求水準を満たすことを確認し、誓約すること。

提案内容が要求水準を充足する妥当な方法・内容であると確認できる場合に、要求水準を達成しているものとして判断し、要求水準を充足していないと確認される場合には失格とする。

ただし、要求水準を満たしているか否かについて、提案内容からは客観的に読み取れない場合には、別途、当該提案を行った入札参加者に直接確認し、技術提案書の修正を求める場合がある。

(2) 提案内容の位置付け

技術提案書の提案内容は、本工事の契約上の拘束力を有することに留意すること。

ただし、入札時点では調査業務、解体実施設計、近隣協議が未実施であり、完了した後に具体的な施工計画が決定されることとなるため、本市は諸般の事情を考慮し、提案内容の一部または全部を請負契約で定める業務水準とはしないとの決定をすることができる。

(3) 入札書及び技術提案書の審査

1) 評価方法

入札書及び技術提案書の審査は、選定委員会において行う。なお、選定委員会における技術提案書の審査は、入札参加者の企業名を非開示で行う。

評価方法は、標準点を 100 点とし、標準点と入札参加者から提出された技術資料等に基づき算出した評価点の合計（以下「技術評価点」という）を当該入札参加者の入札書に記載された入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という）をもって、入札参加者ごとに行うものとする。

技術評価点＝標準点（100 点）＋評価点（加算点：最大 13 点）

評価値＝技術評価点／入札価格（消費税及び地方消費税を除く）

＊提案内容が要求水準を満たしている場合に標準点（100 点）を付与する

2) 評価基準等

選定委員会は、表 1 に示す評価項目（評価の視点及び配点）に基づき、提案内容において要求水準以上の具体的かつ優れた提案がなされている内容について審査する。また、選定委員会による入札参加者へのヒヤリングを実施することがあり、入札参加者から提出された技術提案書類に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び技術提案書の修正を求める場合がある。

なお、入札参加者へのヒヤリングにおける発言・回答内容等は、技術提案書類における提案内容と同様の扱いとし、本工事の契約上の拘束力を有するものとして取り扱う。

各評価項目の詳細の得点は、選定委員会が評価項目ごとに採点する。評価項目「具体的な施工計画」については、表 2 に示す評価ランクに応じて、各委員が採点した得点のうち、最高得点と最低得点を除いた残りの平均点（小数点第 3 位を四捨五入して求める）とする。その他の評価項目については、全会一致によって決定する。

また、評価項目に対する注意事項について、表 3 に示す。

表 1 評価項目

| 項目 | | 評価の視点 | | 配点 | | 関連様式 |
|----------------------|---|--|------------------|----------------------------|-----------------|--------|
| 施工計画 | 具体的な施工計画 注1) | 提案1 | 要求水準を基準として工夫があるか | 各委員の 評価の平均 (0.0～2.0) | 2.0 | 様式3-3 |
| | | 提案2 | 要求水準を基準として工夫があるか | 各委員の 評価の平均 (0.0～2.0) | 2.0 | |
| | | 提案3 | 要求水準を基準として工夫があるか | 各委員の 評価の平均 (0.0～2.0) | 2.0 | |
| 企業能力 注2) | 企業の同種工事 の施工実績(件数) | 過去15年間に施設規模120t/日以上一般廃棄物焼却 施設の解体工事の実績が5件以上ある | | 1.5 | 1.5 | 様式2-9 |
| | | 過去15年間に施設規模60t/日以上一般廃棄物焼却 施設の解体工事の実績が5件以上ある | | 1.0 | | |
| | | 過去15年間に施工規模5t/日以上一般廃棄物焼却施設 の解体工事の実績が5件以上ある | | 0.5 | | |
| | | 上記のいずれにも該当しない | | 0.0 | | |
| 企業の同種工事 の施工実績(規模) | 過去15年間に施設規模240t/日以上一般廃棄物焼却 施設の解体工事の実績がある | | 1.0 | 1.0 | | |
| | 上記に該当しない | | 0.0 | | | |
| 技術者 能力 注3) | 監理技術者の同種工事 の施工実績(件数) | 過去15年間に施設規模60t/日以上一般廃棄物焼却 施設の解体工事において、現場配置技術者として従事した 実績が2件以上ある | | 1.0 | 1.0 | 様式2-10 |
| | | 上記に該当しない | | 0.0 | | |
| | 監理技術者の同種工事 の施工実績(規模) | 過去15年間に施設規模120t/日以上一般廃棄物焼却 施設の解体工事において、現場配置技術者として従事した 実績がある | | 1.5 | 1.5 | |
| | | 過去15年間に施設規模60t/日以上一般廃棄物焼却 施設の解体工事において、現場配置技術者として従事した 実績がある | | 1.0 | | |
| | | 過去15年間に施工規模5t/日以上一般廃棄物焼却施設 の解体工事において、現場配置技術者として従事した 実績がある | | 0.5 | | |
| | | 上記のいずれにも該当しない | | 0.0 | | |
| | | | | | | |
| 地域要件 注4) | 地域経済への貢献度 | 市内契約率 \geq 50% | | 1.0 | 1.0 | 様式3-4 |
| | | 25% \leq 市内契約率 $<$ 50% | | 0.5 | | |
| | | 10% \leq 市内契約率 $<$ 25% | | 0.0 | | |
| | | 市内契約率 $<$ 10% | | 失格 | | |
| 地域精通度 | 構成企業のいずれかが、主たる営業所を西宮市内に有 しており、かつ当該企業の配置予定の監理技術者又は 主任技術者が、過去15年間に西宮市が発注した建築一 式工事において現場配置技術者として従事した実績があ る | | 1.0 | 1.0 | 様式2-8 様式2-11 | |
| | 上記に該当しない | | 0.0 | | | |
| 評価加算点合計 | | | | — | 13.0 | — |

表 2 評価ランクに基づく評価点計算方法

| 評価ランク | | 得点 |
|-------|-------------------|---------------|
| A | 要求水準以上の特に優れた提案がある | 各評価項目の配点×100% |
| B | 要求水準以上の優れた提案がある | 各評価項目の配点×50% |
| C | 要求水準程度の提案である | 各評価項目の配点×0% |

表 3 評価項目に対する注意事項

| 項目 | 注意事項 |
|-----|---|
| 注1) | <ul style="list-style-type: none"> 入札参加者は、具体的な施工計画を3つ提案するものとし、テーマを以下に示す。 提案1: ダイオキシン類に対する近隣住民への配慮 提案2: 石綿に対する近隣住民への配慮 提案3: 自由記述(提案1、2に関する記述以外) それぞれの提案内容・提案効果の違いが明確となるように記載すること。重複提案と判断される場合は、1提案のみ評価する。 提案には、現場状況等を踏まえた課題と、それに対する施工計画及び実施効果、実績等を具体的に記載すること。「状況に応じて～」等の曖昧な表現は加点の対象としない。 図表、イラスト等は、文章を補完するものとし、文章での記述がないものは加点の対象としない。 明らかな錯誤がある提案は、加点の対象としない。 |
| 注2) | <ul style="list-style-type: none"> 代表企業についてのみ評価する。 同種工事の実績は、地方公共団体(一部事務組合、広域連合を含む)が発注したものに限る。 同種工事の実績は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づく解体工事に限る。 同種工事の実績は元請人(JVの場合は代表者に限る)として受注し、かつ1つの契約によりなされたものである施工実績に限る。 過去15年間とは、入札公告日から起算して過去15年間に受注し、入札参加表明書受付日において完工済みのものとする。 施設規模は工事請負時の公称能力とし、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第9条の3により届出された能力とする。 同種工事の施工実績調書は最大5件まで提出できる。 |
| 注3) | <ul style="list-style-type: none"> 代表企業の監理技術者についてのみ評価する。 同種工事の実績は、地方公共団体(一部事務組合、広域連合を含む)が発注したものに限る。 同種工事の実績は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づく解体工事に限る。 過去15年間とは、入札公告日から起算して過去15年間に受注し、入札参加表明書受付日において完工済みのものとする。 配置予定技術者の実績は、当該工事の主たる部分について着手から完了まで現場配置技術者として従事した実績に限る。 施設規模は工事請負時の公称能力とし、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第9条の3により届出された能力とする。 配置予定技術者は同等以上の実績を有する者と本市が認めた場合に限り、工事着手時に変更することができる。 |
| 注4) | <ul style="list-style-type: none"> 市内契約率の計算方法は、「別添資料4 請負契約書(案)」に示す。 主たる営業所の所在地は、入札参加表明書の受付日を基準とする。 過去15年間とは、入札公告日から起算して過去15年間に受注し、入札参加表明書受付日において完工済みのものとする。 西宮市が発注とは、西宮市上下水道局及び西宮市立中央病院が発注した工事を含むものとする。 配置予定技術者の実績は、当該工事の主たる部分について着手から完了まで現場配置技術者として従事した実績に限る。 配置予定技術者は同等以上の実績を有する者と本市が認めた場合に限り、工事着手時に変更することができる。 |

4. 落札者等の決定

選定委員会は、入札参加者の入札価格及び提案内容における評価値に基づき、落札者等候補を選定し本市に答申する。

なお、評価値の最高得点者・次点得点者が複数ある場合には、下記の順位で優位に評価するものとする。

- ① 技術評価点が高い者
- ② 評価項目「施工計画」の得点が高い者
- ③ 評価項目「企業能力」の得点が高い者
- ④ 評価項目「技術者能力」の得点が高い者
- ⑤ 評価項目「地域要件」の得点が高い者
- ⑥ 当該者によるくじで定めた者

本市は、この答申を踏まえ、落札者等を決定する。

5. 次点落札候補者について

落札者の都合により請負契約を締結しない場合、又は入札参加資格要件を欠く事態が生じたことにより落札者との間で請負契約が締結できない場合には、本市は、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定を適用し、次点落札候補者と仮契約を締結するものとする。

その場合、入札説明書等における「落札者」に対する各規定は全て「次点落札候補者」に読み替えて、各規定を適用する。